

○瑞穂町環境基本条例

<抜粋>

参考資料

平成19年3月15日
条例第12号

第3章 瑞穂町環境審議会

(環境審議会)

第15条 町の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、瑞穂町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

- (1) 環境基本計画のこと。
- (2) 環境の保全等の施策のこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等のこと。

3 審議会は、前項に規定する事項及びその推進状況に関し、町長から報告を受け、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。